

## 日本歯科医学会認定分科会承認基準

1. 日本歯科医学会（以下「学会」という。）規程第26条第2項に基づき、この基準を定める。

なお、この承認基準を満たした当該学会を認定分科会として登録する。

（資格承認基準）

2. 学会の認定分科会は、次の諸点が十分に整備された専門学会でなければならない。
  - (1) 歯科医学の発展に寄与する独自の研究分野、複数の領域にまたがる複合的な研究分野および社会的要請の強い研究分野などを含む、専門学会であること。
  - (2) 広く全国組織の会員構成（300名以上）を持ち、明確な会員名簿を有すること。  
なお、歯科医師の会員は日本歯科医師会会員であることが望ましい。
  - (3) 歯科医師もしくは歯科医学研究者が会員構成の主体となっていること。
  - (4) 議決機関と執行機関が分離されており、役員を選出が会則の上で規定されている等、組織が明確であること。
  - (5) 毎年1回以上学術大会を開催し、その専門領域の研究発表が行われていること。
  - (6) 雑誌（機関誌）を年1回以上、定期的に刊行していること。また、機関誌は次の要件を満たしていること。なお、本項で規定する雑誌（機関誌）の取り扱いは別に定める。
    - ① 原著論文等が、原則として年5編以上掲載されていること。
    - ② 編集のための委員会が会則に規定されており、かつ明確な投稿規定を有すること。  
また、原則として査読体制があること。
  - (7) 運営が主として会員の会費で行われていること。また、その経理が明らかであること。
  - (8) 歯科医学研究の向上発展を図るための活動が、原則として2年以上行われていること。

（登録申請手続きならびに公示の時期、方法）

3. 認定分科会への登録申請手続き等は次のとおりとする。
  - (1) 登録申請の時期  
認定分科会の登録申請は2年ごととする。
  - (2) 公示の時期  
学会役員任期初年度の8月1日に公示する。
  - (3) 公示の方法  
公示は、認定分科会登録申請に関わる事項を学会公示板に掲示する。
  - (4) 受付の期間  
公示の日から同年8月31日までとする。
  - (5) 必要書類  
登録申請する専門学会（以下「登申学会」という。）は、所定の登録申請書および関係書類を提出する。

(登録申請学会の審査)

4. 学会会長は、登申学会から登録申請を受けたときは、学会常任理事会の議を経て専門分科会資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）に登録資格の審査を諮問する。
5. 資格審査委員会は、学会規程およびこの基準に規定する条件に照らすとともに、原則として登録申請の行われた年の 11 月末日までにその審査結果を学会会長宛に答申する。

(登録申請学会の可否)

6. 学会会長は、資格審査委員会から答申を受理し、学会理事会の議を経て登録を否とする学会にその旨通知する。
7. 学会会長は、資格審査委員会から答申を受理し、学会理事会の議を経て登録を可とする学会の登録に関わる議案を登録申請の行われた年度の 2 月に開催する評議員会に提出する。
8. 評議員会は、当該登申学会の登録の可否について、学会規程第 16 条第 1 項の規定により、議決する。
9. 認定分科会は専門分科会と同時に入会することはできない。

(登録の時期)

10. 評議員会において登録を承認された登申学会の学会認定分科会への登録は、評議員会の議決の翌年度 4 月 1 日とする。

(認定分科会の登録資格喪失)

11. 認定分科会の資格条件に欠格が生じた場合の取り扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 学会会長は、認定分科会が学会規程およびこの基準に規定する条件を満たさなくなったときは、資格審査委員会に諮問の上、学会理事会の議を経て、当該認定分科会に条件整備を勧告するものとする。
  - (2) 学会会長は、勧告を行った日から 3 年を経て当該認定分科会の登録条件整備が行われていなかった場合には、資格審査委員会に諮問の上、学会理事会の議を経て、評議員会において学会規程第 16 条第 1 項により、当該認定分科会の登録資格を取り消すことができる。
  - (3) 認定分科会が専門分科会になった場合は、その日をもって資格を喪失する。
12. この基準の改廃は、学会理事会の議を経て、評議員会の議決を要する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。